

ゴンドラ設備保守点検・性能検査業務特記仕様書

1 業務概要

本業務は、大阪市立科学館のゴンドラ設備の保守点検及び性能検査を行うもので、設計図書（本仕様書）に基づき保守点検及び性能検査を行うとともに、それに伴う書類の作成及び手続き等、報告書を提出するまでの一切の業務を行うものとする。

2 対象機器

製造メーカー：日本ビソー株式会社

機種・製造検査番号

- | | | |
|------------|---------|-------|
| ①モノレール型デッキ | TT-180M | 5497 |
| ②モノレール型チェア | TO-MS | 63413 |
| ③モノレール型チェア | TO-MS | 63414 |
| ④モノレール型チェア | TO-MS | 63415 |

3 点検内容

- (1) ゴンドラ安全規則第21条に規定される定期自主点検を行うこと。
点検項目は別紙「ゴンドラ設備保守点検項目」のとおりとする。
- (2) ゴンドラ安全規則第24条に規定される性能検査を行うこと。

4 その他

- (1) 定期自主点検業務は、3ヶ月に1回（5月、8月、11月、2月）専門の技術者を派遣し、必要な点検・清掃・調整・修理を行い、性能を最高に維持するよう適切な処理を行うこと。
- (2) 性能検査は、1年に1回専門の技術者を派遣し、必要な検査を行い、関係官公庁等への手続きを行うこと。
- (3) 作業日は、大阪市立科学館休館日のメンテナンス可能日の午前9時00分から午後5時30分までを原則とする。
ただし、発注者と十分協議のうえ、施設の運営に支障のないものについては、その限りではない。
- (4) 故障・事故等が発生した場合は、上記にかかわらず速やかに専門の技術者を派遣し、適切な処置を行うこと。
- (5) 劣化及び不良等を発見した場合、必要に応じ劣化状況等を示す写真及び図面等をあわせて速やかに報告すること。
- (6) 全ての専門の技術者に対して、技術研修の充実を図り、作業マニュアル等の周知徹底を行うこと。また、点検作業については常に複数でのチェックを実施するなど、履行の確認を徹底すること。

(7) 保守不備の事故により、発注者又は第三者に損害を与えた場合、受注者はその責任を負い、賠償又は補償を行うこと。

ゴンドラ設備保守点検項目

区 分	項 目
(1) 巻き上げ装置	ホイスト ロープ送り装置 リミットスイッチ 締め付け・給油等
(2) 走行装置	モーター 前車輪 後車輪 操行装置 締め付け・給油等
(3) レール装置	レール等
(4) カバー	カバー等
(5) ケージ	本体ケージ等
(6) 電気装置	キャブタイヤー スイッチ等
(7) その他	カウンター等
(8) 絶縁抵抗	実測値等